



鳥取県公報

平成17年3月31日(木)
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	現職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (30) (職員課)	2
	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (31) (")	2
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき	
	知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則 (32) (")	3
	鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の	
	範囲を定める規則の一部を改正する規則 (33) (")	4
	鳥取県労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則 (34) (行政経営推進課)	5

———公布された規則のあらまし———

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 母来寮又は岩井長者寮に勤務する寮母又は寮父のうち入所者と起居を共にするものの給料の調整額の調整数を1(現行 3)に引き下げることとした。
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 技術吏員をもって充てる職に普及指導員、林業普及指導員及び水産業普及指導員を加えることとした。(別表関係)
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

- 1 審査課及び調整課を廃し、新たに審査調整課を設置することとした。(第2条関係)
- 2 審査調整課の所掌事務を定めることとした。(第3条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) 次に掲げる規則について所要の規定の整備を行うこととした。
 - ア 鳥取県会計規則
 - イ 鳥取県物品事務取扱規則
 - ウ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第30号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1の2（第2条の2関係） 給料の調整額の適用区分表			別表第1の2（第2条の2関係） 給料の調整額の適用区分表		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
母来寮	寮母、寮父、調理師、調理員、	1	母来寮	寮母及び寮父のうち入所者と	3
岩井長者	自動車整備士、運転士及び機		岩井長者	起居を共にする職員	
寮	械技手		寮	その他の職員	1
略			略		

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第31号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） （1）及び（2） 略 （3） 技術吏員をもって充てる職	別表（第3条関係） （1）及び（2） 略 （3） 技術吏員をもって充てる職

院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・専門研究員・研究技監・医長・副医長・技幹・総看護師長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・専門研究員・研究技監・医長・副医長・技幹・総看護師長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第32号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～ウ 略</p> <p><u>エ</u> 参事</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p><u>サ</u> 略</p> <p><u>シ</u> 略</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～ウ 略</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p><u>サ</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第33号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、<u>参事</u>、院長、</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、院長、副院長、</p>

副院長、部長、次長及び室長（中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限る。）の職を占める職員とする。

部長、次長、室長（中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

鳥取県労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会事務局組織規程（昭和27年鳥取県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下本則において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県労働委員会事務局組織規則</u></p> <p>（事務局の課の設置）</p> <p>第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に<u>審査調整課</u>を置く。</p> <p>（審査調整課の所掌事務）</p> <p>第3条 <u>審査調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>公印の管守に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県労働委員会事務局組織規程</u></p> <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に<u>次の2課</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">審査課 調整課</p> <p>（各課の分掌事務）</p> <p>第3条 <u>事務局の各課においては、次の事務をつかさどる。</u></p>

- (2) 文書等の収受、審査、発送、編さん及び保管に関すること。
- (3) 職員の人事に関すること。
- (4) 予算、決算、会計及び物品の保管に関すること。
- (5) 総会の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関すること。
- (6) 公益委員会議の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関すること。
- (7) 労働組合の資格審査及び証明に関すること。
- (8) 地方公営企業における監督的地位にある職員等の範囲の認定及び告示に関すること。
- (9) 不当労働行為に関する審査及びこれに伴う諸手続に関すること。
- (10) 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
- (11) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関すること。
- (12) 労働争議（労働関係調整法第6条に規定する労働争議をいう。以下同じ。）のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 労働争議の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。
- (14) 労働争議発生に伴う実情調査に関すること。
- (15) あっせん員候補者の委嘱手続及びあっせん員候補者名簿の作成に関すること。
- (16) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第4条第1項の規定によるあっせんに関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、労働委員会事務局の所掌事務に関すること。

審査課

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、審査、発送、編さん及び保管に関すること。
- (3) 職員の人事に関すること。
- (4) 予算、決算、会計及び物品の保管に関すること。
- (5) 労働組合の資格審査及び証明に関すること。
- (6) 不当労働行為に関する申立の受理、調査、審問、認定、命令及びこれに伴う諸手続に関すること。

(7) 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。

(8) 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第42条の規定による請求に関すること。

(9) 公益委員会議の招集、議案の整備、議事録の作成その他議事手続に関すること。

(10) 前各号に掲げるものの外他課の所管に属しないこと。

調整課

(1) 総会の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関すること。

(2) あっせん員候補者の委嘱手続及びあっせん員候補者名簿の作成に関すること。

(3) 労働争議(労働関係調整法第6条に規定する労働争議をいう。以下同じ。)の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。

(4) 労働争議発生に伴う実情調査に関すること。

(5) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。

(6) 調停委員会に関すること。

(7) 仲裁委員会に関すること。

(8) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号)第4条第1項の規定によるあっせんに関すること。

(9) 労働争議の調整又は前号に規定するあっせんを行うために必要な情報資料の収集整理及び保存に関すること。

(10) 前各号に掲げるものの外、調整事務に関すること。

(職制及び職務)

第4条 事務局に、鳥取県労働委員会会長(以下「会長」という。)の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長、課長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、鳥取県労働委員会の権限に属する事項については会長の、知事の権限に属する事項については知事の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を処理する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

5 課長は、あらかじめその事務を補佐する者を定め

(職制)

第4条 事務局に、鳥取県労働委員会会長(以下「会長」という。)の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐を置く。

るものとし、課長に事故がある場合は、その者がその職務を代行するものとする。

2 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、事務局に会長の同意を得て知事が任命する参事を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、鳥取県労働委員会の権限に属する事項については会長の、知事の権限に属する事項については知事の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を処理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

4 課長補佐は、課長をたすけて、課の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

5 参事は、上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

(課長)

第6条 課に課長を置く。

2 課長は上司の命を受け課の事務を処理する。

(事務代決)

第5条 事務局長が不在の場合は、事務局次長がその事務を代決する。

2 課長が不在の場合は、あらかじめ課長が指定した者がその事務を代決する。

(事務代決)

第7条 事務局長に事故があるときは、あらかじめ事務局長が指定した課長がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後閲を受けなければならない。但し、定例又は軽易なものについてはこの限りでない。

(専決事項)

第6条 略

(専決事項)

第8条 略

(委任)

第7条 略

(この規則の施行に関し必要な事項)

第9条 略

別表 (第6条関係)

事務局長専決事項	課長専決事項
1 及び 2 略	略
3 職員に対する休暇 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成6年鳥取県条例第35号) 第14条第1項に規定する	

別表 (第8条関係)

事務局長専決事項	課長専決事項
1 及び 2 略	略
3 職員に対する休暇 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成6年12月鳥取県条例第35号) 第14条第1項に規定	

年次有給休暇、同条例第17条第1項に規定する無給休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）又は職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年鳥取県条例第25号）第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。）の承認

4～7 略

する年次有給休暇、同条例第17条第1項に規定する無給休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号）第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）又は職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年8月鳥取県条例第25号）第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。）の承認

4～7 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

2 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 労働委員会事務局 <u>会計事務を担当する主幹</u>の職にある者</p> <p>(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(旅費出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 労働委員会事務局 <u>審査課長の職にある者</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

3 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(物品出納員) 第5条 略 2 略 3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。 (1)～(4) 略 (5) 労働委員会事務局にあっては、 <u>会計事務を担当する主幹</u> の職にある者 (6) 略 4 略	(物品出納員) 第5条 略 2 略 3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。 (1)～(4) 略 (5) 労働委員会事務局にあっては、 <u>庶務事務を担当する課長</u> の職にある者 (6) 略 4 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

4 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)～(5) 略 (6) 鳥取県労働委員会事務局組織規則(昭和27年鳥取県規則第100号)第4条第1項の規定により置かれる事務局長	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)～(5) 略 (6) 鳥取県労働委員会事務局組織規程(昭和27年鳥取県規則第100号)第4条第1項の規定により置かれる事務局長